

# 世界遺産登録に向けて

## 西三川砂金山(16) —「ねこた打ち」と「板取り」—

前回でも紹介したように、上流と下流の両方から順に土砂を流して「ねこた」に集めていく一連の作業を、「ねこた打ち」といいます。

「ねこた」に集めた土砂は、川の中で釣子という道具で汰板に移してゆすり、砂金を分別します。これを「板取り」といいます。始めに砂を流し捨てていくと、「地黒(砂鉄)」の中に砂金が残ります。この砂金を集めて、例によって紙に包み、封印をして金山役に預けます。

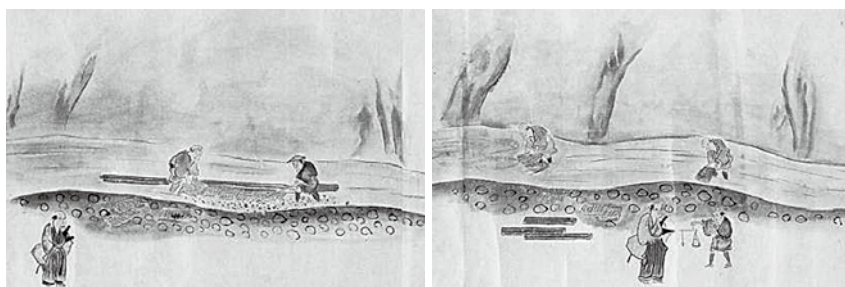
このほか、「大流し」「小流し」「押穿」などの作業の際、水の流れが強すぎて稼場より遠い下流まで流れてしまった細かい砂金や、川筋に採り残された砂金があります。また、稼場の残土を捨てた場所にも、わずかな砂金が含まれています。

このような砂金も、金山役から鑑札を渡された「札穿」といわれる人たちが、自ら希望する川で「板取り」をして集めました。

さらに、毎日使う「ねこた」や、使わなくなったワラジを集めておきます。これらを、1か月に一度ずつ水の中でもみ洗いをして、その中に

まぎれ込んだ砂金を採り出し、金山役買い上げてもらいました。このように、砂金1粒といえども無駄なく採取していったのです。

◆市役所世界遺産推進課(金井就業改善センター内) ☎63-5136



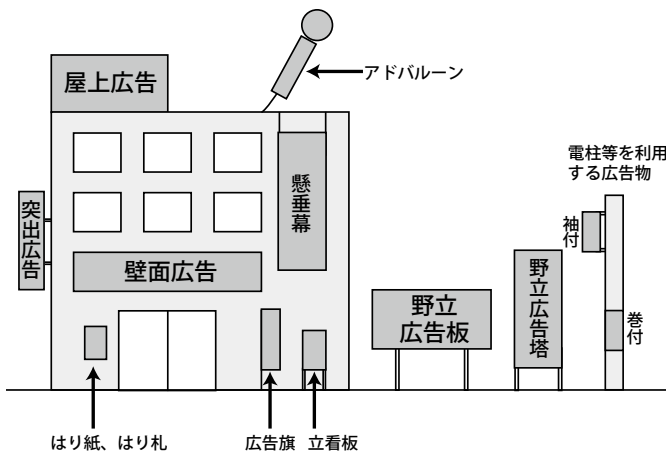
「ねこた打ち」(左図)と「板取り」(右図) 板取りをして集めた砂金を量っている  
「西三川砂金山稼場図」より(新潟県立歴史博物館蔵)

## 4月1日から「佐渡市屋外広告物条例」を施行します

屋外広告物も周囲の景観との調和が大切です

市では、景観計画の景観づくりの課題のひとつである屋外広告物について、独自の条例を定め良好な景観形成を図ります。

### 主な屋外広告物の種類



② 広告物の基準の見直し  
広告物の表示面積や高さなどの個別基準を区域ごとに見直します。

③ 色彩基準の設定  
周囲の景観と調和した屋外広告物の形成を図られるように、表示面の色彩基準を定めます。

申請手続き  
一定の規模以上の広告物を設置する場合は、事前に市の許可が必要です。また、設置場所や広告物の種類などによって許可基準が異なりますので、事前にご相談ください。

経過措置  
現行の県条例の規定により適法に表示・設置されている広告物が、市条例の新たな規制に適合しなくなる場合は、広告物を変更または改造するための猶予期間(経過措置期間)とします。

※ただし、変更等が容易でないと認められた場合に限りません。  
詳しい内容は、お問い合わせください。

### お問い合わせ

市役所建設課 都市計画係  
☎63-5118  
FAX 63-3765

### 市条例の特徴(県条例との変更点)

#### ① 地域区分の見直し

市内全域を規制対象とし、特に景観に配慮が必要な地区については、一定規模以上の広告物の設置を禁止する禁止地域の指定を行います。